

7-2 財産権と、その関連問題 <標準編>

財産権の 意義と制限

自由権としての財産権とは、政府によって勝手に財産を奪われない権利のことである。政府は、私たちが労働の成果として獲得した財産を私たちの私有財産として認めなければならないのである。日本国憲法が「財産権はこれを保障する」と定めているのは、そのことを意味している。

しかし日本国憲法は、さらに続けて「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」と定めており、財産権が「**公共の福祉**」や「公共の用途」のために制限を受けることを憲法は認めている。

財産 対す る課税

財産権に対する最大の制限は、財産に対する**課税**である。このことは、絶対王政の時代に、王が勝手に増税しないことを求める運動の中から財産権が形成されてきた歴史を顧みれば理解できるだろう。

現在の日本では、例えば土地や建物（住宅・オフィスビル・工場など）の所有者には固定資産税が課される。また自動車の所有者には自動車税や重量税が課される。労働者は給料に対して、事業者（個人・法人）は事業によって得た利益に対してそれぞれ所得税や法人税が課せられる。

課税は国民の財産に対する重大な制限であるから、国会の慎重な審議を経て公平におこなわれなければならない。そのため**国税徴収法**をはじめ課税に関しては多数の法律が作られている。しかし、法律が定められているとしても、その中身が常に公平であるとは限らない。私たちは主権者として、課税のありかたについてよく調べ考える態度が必要である。

ただし一方で、納税は国民の義務でもある。私たちは、租税を納めることによって公共社会の費用を分担していることを忘れてはならない。主権者である私たちは、自分たちが納めた租税が一部の有力者の私財になることなく、本当に公共社会のために有効に使われているかどうか監視できる能力をつけることが求められている。

財産権への 制限・例外

そのほかさまざまな法律によって、財産権にはいろいろな制限や例外が定められており、例えば次のようなものがある。

土地収用 たとえば新しい道路を作る場合に、道路建設予定地にある他人の土地は、政府が正当な補償（金銭を支払うこと）によって道路建設の

ために利用（収用）することができる。**土地収用法**はそのための手続きを定めた法律である。

利息の制限 利息（利子）は、金を貸した場合に請求できる金銭のことである。元本に対する利息の比率を金利という。金利は、本来は貸主と借主が自由に定めてよいものである。しかし貸主があまりにも高い金利を借主に課すと、借主は元本をはるかに超える大金を返済しなければならなくなり、生活が破壊されてしまう。また犯罪の温床にもなりかねない。

そこで日本では、金利は、一般的には**利息制限法**によって、また貸金業を営む者に対しては**出資法**によって、それぞれ上限が定められている【①】。法律が定める金利よりも高い金利で金を貸すことは許されず、払いすぎた金銭は取り戻すことができる。また違法な高金利を請求した者は、処罰される。

著作権保護の例外 例えば、小説を執筆した場合、著者はその小説に対する著作権（財産権）をもっているので、他人が勝手にその小説を複製（コピー）する行為は**著作権法**によって禁じられている。しかしいっさいの複製が禁じられているわけではなく、その小説に関する論文を書くために他人が書いた小説の一部分を引用したり、あるいは盲人のために小説の全体を点字化する行為などは禁じられていない。そういう場合は著作権という財産権が公共の福祉のために制限されるのである。

商標権の保護の必要性 現在多くの国では、**商標権**は誰でも何に対しても取得できる。商標権を取得すると、後からその商標権が欲しい者に対して高価に売りつけることも可能である。そのため、たとえば有名企業や地場産品などに関連する特定の商品に関して、本来その商品とは無関係の者が悪用する目的で商標権を取得し、本来の関係者（商品の生産や販売に関わる者）の商標権取得を妨害したり、高値で売りつけて利益を得ようとするなどの問題が起こっている【②】。したがって商標権の取得に対して厳格な規制を導入すべきという意見もある。

公共の福祉 との均衡

このように財産権に対する制限や例外には、さまざまなものがあるが、原理的には自由の制限であるから、本来はあまり多くないほうがよいのである。したがって、どういう財産権にどの程度の制限や例外を設けるかは、「公共の福祉」とのバランスを保ちながら、個々の場合に慎重に考える必要がある。

①利息制限法で許されている最高金利は年15～20%（元本金額によって異なる）であるが、出資法では年29.2%まで許されている。利息制限法を超える金利（**グレーゾーン金利**）について、従来は一定の要件を満たせば認められていたが、**多重債務者**の増加が問題となる中、2006年の貸金業法改正により、2009年をめぐりに出資法の上限金利を15～20%に引き下げられることになった。

②例えばプロ野球阪神球団のファンが期待をこめて「阪神優勝」のロゴマークを商標登録していたところ、数年ぶりに本当に阪神が優勝したとき、球団がそのロゴマークを使用できなかったことがある。

また中国で「讃岐うどん」や「青森りんご」などの商標権が第三者によって取得されてしまったために、日本から輸出した本物の商品が中国で販売できなくなってしまう恐れが生じている。